

# 一般社団法人日本レーザー歯学会認定パラデンタル制度規則

## 第1章 総 則

(趣旨)

- 第 1 条 日本レーザー歯学会（以下「本学会」という）の制定する認定制度は、レーザー歯学とその関連領域の専門知識と経験を有する日本レーザー歯学会認定パラデンタル（以下「認定パラデンタル」という）を育成することにより、歯科医療の発展と向上を図り、歯科保健の充実と増進に寄与することを目的とする。
- 第 2 条 前条の目的を達成するため本学会は、認定パラデンタル（認定歯科衛生士、認定歯科技工士、認定アドバイザー）を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。認定アドバイザーとは歯科領域で使用されているレーザーについて歯科医師にアドバイスできる知識を備えた企業または大学に所属する人を指す。
- 第 3 条 本制度を実施するため本学会の認定委員会（以下「委員会」という）が運営する。

## 第2章 認定委員会

(業務、委員)

- 第 4 条 委員会は、認定パラデンタルの資格の適否を審査し、理事会に報告する。また認定パラデンタルの試験問題作成ならびに試験を行う〔認定パラデンタル制度施行細則（以下「細則」という）第5条〕。
- (1) 委員会は10名程度で構成する。
- (2) 前項の委員は、理事及び代議員で、指導医もしくはこれと同等以上であると委員会で認められたものでなければならない。
- (3) 委員会の委員（以下「認定委員」という）の任免は、理事会の議を経て理事長が行い、委員長は理事会の議を経て理事長が、副委員長は委員長が指名する。
- (4) 認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第3章 認定パラデンタル資格

(認定パラデンタルの申請資格)

- 第 5 条 認定パラデンタル資格を申請する者は、次の各号をすべて満たしていなければならない。ただし、委員会の推薦を経て、理事会で承認を受けた者はこの限りでない。
- (1) 日本国免許を有すること（ただし、歯科衛生士と歯科技工士のみ）。
- (2) 申請時に入会日から継続して2年以上の本学会会員歴を有する者。
- (3) 細則第11条に定める所定の研修単位を20単位以上修得した者。  
ただし細則第11条(1)にかかわる研修単位は16単位以上取得していなければならない。また、本学会認定講習会、及び本学会歯科用レーザー安全講習会への1回以上の参加を必須とする。

(資格の申請書類)

- 第 6 条 認定パラデンタル資格を申請する者は、認定申請料及び審査料を添え、次の各号に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。
- (1) 認定パラデンタル申請書（17号様式）
- (2) 履歴書（2号様式）
- (3) 本学会会員歴証明書（3号様式）
- (4) 学会および研修会出席実績表（4号様式）
- (5) 業績目録（5号様式）
- (6) 本学会が認定する研修施設での認定研修を修了した者は、指導医の発行する研修証明書（7号様式）または推薦書（18号様式）（指導医がいない場合には暫定的に理事会の承認を経て理事長が発行する）（ただし、研修証明書は歯科衛生士と歯科技工士のみ）

(7) 日本国免許証（複写）（ただし、歯科衛生士と歯科技工士のみ）

（認定）

第 7 条 本学会は、試験の合格者を、理事会の議を得て認定パラデンタルと認定する。

（登録）

第 8 条 認定パラデンタルの認定を受けた者は、本学会に登録申請（11号様式）を行わなければならない。

#### 第 4 章 認定パラデンタルの資格更新

（認定パラデンタル資格の認定期間、認定パラデンタル資格更新の申請）

第 9 条 認定パラデンタルの認定期間は 5 年間とし、引き続き認定を希望する者は 5 年ごとに資格の更新を行わなければならない。

2. 認定パラデンタルの更新をする者は、別に定める認定パラデンタル研修の単位を満たさなければならない。（細則第 12 条）

#### 第 5 章 認定パラデンタルの資格喪失・復活

（認定パラデンタルの資格喪失及び復活）

第 10 条 認定パラデンタルは、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会、理事会の議を経てその資格を喪失する。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき
  - (2) 日本国免許を喪失したとき（ただし、歯科衛生士と歯科技工士のみ）
  - (3) 本学会会員の資格を喪失したとき
  - (4) 認定パラデンタルの資格更新の手続きを行わなかったとき
  - (5) 本学会が認定パラデンタルとして不適格と認めたとき
  - (6) 申請書類に重大な誤りが認められたとき
2. 前項第 5 号または第 6 号に該当するときは、議決前に本人の弁明の機会を与えなければならない。
  3. 本条第 1 項第 4 号の認定パラデンタルは、次に該当するときは、委員会、理事会の議を経て、その資格を復活することができる。
    - (1) 資格喪失から 1 年以内であれば更新遅滞理由書を付して更新の請求をすることができる。
  4. 委員会が認めたときは、認定パラデンタルの資格復活のための試験を受けることができる。
    - (1) 試験は筆記試験、口頭試問などにより行い、実施方法については委員会が別途定める。
    - (2) 試験の合格者は、理事会の議を経て、その資格を復活することができる。

（復活が認められた認定パラデンタルの登録）

第 11 条 本学会は、前条第 3 項及び第 4 項により認定パラデンタル資格の復活が認められた者を、認定パラデンタルと認証する。

2. 認定パラデンタルと認証された者は、所定の登録料を添えて本学会に登録申請（11号様式）を行わなければならない。
3. 本学会は、登録申請に基づき認定パラデンタル登録を行い、認定証及び更新記録カードを交付し、本学会誌等に認定パラデンタル氏名を掲載し、理事会及び代議員会で報告しなければならない。

#### 第 6 章 補 則

第 12 条 本学会会員は、委員会の決定に関する異議は書面をもって本学会理事会に申し立てることができる。

第 13 条 この規則を変更する場合は、委員会の議を経て、理事会、代議員会の承認を必要とする。

第 14 条 この規則の施行について必要な事項は、委員会の議を経て理事会が別に定める。

附 則

1. この制度規則は 2015 年 6 月 7 日に制定し、この日をもって施行する。

# 一般社団法人日本レーザー歯学会認定パラデンタル制度施行細則

## 第1章 総 則

### (運営)

第 1 条 日本レーザー歯学会（以下「本学会」という）認定パラデンタル制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、本学会認定パラデンタル制度施行細則（以下「細則」という）に従って運営する。

### (認定パラデンタルの名称)

第 2 条 本学会の制定する認定パラデンタルをレーザー歯科治療認定パラデンタル（認定歯科衛生士，認定歯科技工士，認定アドバイザー）と呼称する。

## 第2章 認定委員会

第 3 条 日本レーザー歯学会認定委員会（以下「委員会」という）は、細則の運営にあたり、委員会小委員会を設置することができる。委員会小委員会は委員の互選により定める。

### (会議)

第 4 条 委員会の開催等は以下に定めるとおりとする。

- (1) 委員会は年1回以上開催する。ただし、必要あるときは適宜開催することができる。
- (2) 会議の議長は委員長が務める。委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代行する。
- (3) 委員会は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状があればこの限りではない。
- (4) 議事は出席委員の過半数の賛成により決定し、賛否同数の場合は委員長がこれを決する。
- (5) 委員長が必要と認めるときは委員以外の者を会議に出席させることができる。

### (業務)

第 5 条 委員会の業務は以下のとおりとする。

- (1) 認定研修施設の適否の判定
- (2) 認定研修課程内容の基準作成
- (3) 専門医，指導医の資格の適否の判定
- (4) 認定医，認定パラデンタル資格申請者の申請資格の判定
- (5) 認定医，認定パラデンタル試験の問題作成，試験の実施，合否の判定
- (6) 認定講習会の立案と実施

### (認定講習会)

第 6 条 委員会は、認定パラデンタルの学識向上のため認定講習会（以下「講習会」という）を開催する。

- (1) 講習会の開催は、年1回以上とする。
- (2) 講習会の実施に関しては、委員会において立案し、理事会に報告する。
- (3) 講習会に参加した認定パラデンタルは、所定の単位を取得することができる。
- (4) すべての本学会会員は、講習会に参加することができる。

## 第3章 申請書類

### (申請書類等)

第 7 条 委員会に提出する申請書等の書類は本学会の定めた様式によるものを使用する。

(認定パラデンタルの申請書類)

第 8 条 認定パラデンタルの資格を申請する者は、規則第 6 条に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

(登録・公表)

第 9 条 本学会は、登録申請（11 号様式）に基づき認定パラデンタル登録を行い、認定証及び更新記録カードを交付し、本学会誌に認定パラデンタル氏名を掲載し、理事会及び代議員会で報告する。

#### 第 4 章 研修単位及び業績の認定

(本学会の認める他の学会、他の研修会及び学術刊行物)

第 10 条 本学会の認める他の学会、他の研修会及び学術刊行物とは、以下のよう定める。

- (1) 本学会の認める他の学会とは、日本学術会議に登録している専門学会をいい、他の研修会とは日本歯科医師会生涯研修事業で認められている研修会・講演会をいう。
- (2) 本学会の認める学術刊行物とは、大学または日本学術会議に登録している専門学会の発行する雑誌または本学会の認める国際学会の学術雑誌をいう。
- (3) 日本レーザー医学会と World Federation for Laser Dentistry は本学会に準ずるものとする。
- (4) 理事会の認めた共催学会は、本学会と読み替える。

(認定パラデンタル申請・更新時の取得単位の基準)

第 11 条 認定研修の内容は次の 4 項目からなり、研修単位を次のとおり定める。なお、学術大会の出席単位は、日数・時間にかかわらず 1 開催 1 回とする。

(1) 日本レーザー歯学会の学会活動

日本レーザー歯学会学術大会参加	1 開催	10 単位
日本レーザー歯学会教育研修会参加	1 開催	6 単位
日本レーザー歯学会認定講習会参加	1 開催	3 単位
日本レーザー歯学会歯科用レーザー安全講習会参加	1 開催	3 単位
日本レーザー歯学会学術大会での発表	筆頭演者	1 回 10 単位
	共同演者	1 回 5 単位
日本レーザー歯学会誌での発表	筆頭著者	1 編 10 単位
	共同著者	1 編 5 単位

なお、日本レーザー歯学会及び World Federation for Laser Dentistry との共催の場合には、その都度単位数を定める。

(2) 他の学会での活動

日本歯科医学会総会、日本歯科衛生学会への参加	1 回	3 単位
他の学会または研修会への参加	1 回	1 単位
他の学会におけるレーザー歯学関連事項の報告、論文発表	1 編	1 単位

(3) 教育

教育施設でのレーザー歯学関連の講義	1 年	3 単位
(1 施設において 1 年 3 単位とし、年間 6 単位を限度とする)		

(4) 歯科医師会などでのレーザー歯学関連の学術講演

	1 回	3 単位
--	-----	------

(1 回 3 単位とし、年間 6 単位を限度とする)

(認定パラデンタル資格更新)

第 12 条 規則第 9 条に規定された認定資格の更新にあたっては、認定期間 5 年間に 40 研修単位以上を取得することとする。ただし施行細則第 11 条 (1) にかかわる研修単位は 20 単位以上であること。また、本学会認定講習会、及び本学会歯科用レーザー安全講習会への 1 回以上の参加を必須とする。

第 13 条 規則第 9 条により認定パラデンタルの認定更新をしようとする者は、認定パラデンタル資格更新申請書 (19 号様式)、学会及び研修会出席実績表 (4 号様式)、業績目録 (5 号様式)、及び単位表 (13 号様式) に更新手数料

を添えて、委員会に提出しなければならない。

2. 認定パラデンタル資格更新の申請は、認定失効期日の1年前から行うことができる。

## 第5章 申請料等

(申請料など)

第14条 本制度の施行にかかわる諸手数料は次のように定める。

- |  |     |
|--|-----|
| (1) 新規申請料（書類審査料を含む）  | 1万円 |
| (2) 審査料  | 1万円 |
| (3) 登録料  | 1万円 |
| (4) 更新手数料  | 1万円 |
| (5) 規則第5章第10条第3項における喪失資格の復活にかかわる認定申請料は1万円、及び審査料（登録料を含む）は1万円、第4項における認定申請料は1万円、及び審査料（登録料を含む）は1万円 |     |

第15条 既納の認定申請料、審査料、登録料及び更新手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

## 第6章 その他

(財務)

第16条 この制度の実施・運営にあたり、財務は本学会会計から分離した特別会計によって処理するものとする。

(認定パラデンタル、及び研修施設の不正に伴う処分)

第17条 認定パラデンタルが不正行為等により認定パラデンタル制度の信用を傷つける行為をしたときは、処分を行う。

2. 前項の事態が起きたときは、速やかに認定委員会の中に調査委員会を設け、事実が確認されたら処分内容を審議し、倫理・未承認機器委員会および理事会に報告する。
3. 処分内容は、以下に定める。
  - (1) 認定パラデンタルの資格剥奪（再受験不可）
  - (2) 認定パラデンタルの資格停止（1～5年）、資格停止中は更新申請不可
  - (3) 不正が組織的に行われたときは、研修施設の資格取り消しまたは停止（1～5年）

(細則の改廃)

第18条 この細則の改廃については、委員会の議を経て理事会で承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は2015年6月7日に制定し、この日をもって施行する。